

7 輸送の安全に関わる行政指導等に関する事項

7.1 保安監査の実施状況

- ・国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査を実施しています。
- ・令和2年度は、全国214鉄軌道事業者(令和3年3月末現在)のうち、保安監査を33の鉄軌道事業者に対して計34回実施し、その結果に基づいて12の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計12件行い、改善を求めました。
- ・なお、JR 北海道に対しては、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、その取組み状況等を確認するため保安監査を継続的に実施しています。

7.2 行政処分等の実施状況

- ・国土交通省では、鉄軌道事業について輸送の安全やその他公共の利益を阻害している事実があると認める場合や、重大な事故が発生した場合等には、鉄軌道事業者に対して、鉄道事業法第23条に基づく事業改善の命令や、安全確保等のための行政指導を行っています。
- ・令和2年度は、下表の通り、文書による行政指導を1件行いました。

表5：行政処分等の実施状況

鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令) ^{※1}	0件
事故等の報告に基づく行政指導の実施状況 ^{※2}	0件
事故等の再発防止のための行政指導の実施状況 ^{※3}	1件

※1：鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認める
とき、鉄道事業法第23条に基づき鉄軌道事業者に対して発出する命令。

※2：鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場
合等に、輸送の安全の確保等のため行う、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止
を求める等の行政指導。

※3：事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全
国の鉄軌道事業者に対して行う、安全確保のための行政指導。

7.3 踏切道改良勧告の発出状況

- ・国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法第17条に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- ・令和2年度に発出された勧告はありませんでした¹⁴。

7.4 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- ・国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」¹⁵を実施しています。
- ・令和2年度は、10の鉄軌道事業者に対して、10回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

¹⁴ 踏切道の改良に向けた取組みについては、「9.2 踏切保安設備の整備状況」をご覧ください。

¹⁵ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。